釧路駐業第６０５号
令和８年１０月２９日

北部方面会計隊長
釧路町商工会会長　　殿
釧路商工会議所会頭

釧路駐屯地業務隊長
（公印省略）

公告の掲示について（依頼）

標記について、下記の通り掲示されたく依頼する。

記

１　掲示場所
(1)　北部方面会計隊ホームページ
(2)　釧路町商工会
(3)　釧路商工会議所（釧路市）

２　掲示期間
令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月２７日（金）

添付書類：別　紙

文書管理者：釧路駐屯地業務隊総務科長
保存期間：１年（１０．３．３１まで保存)、配布先：３箇所

別　紙

令和８年１０月２９日

公　　告

防衛省陸上自衛隊
釧路駐屯地業務隊長　　稲　木　　修

陸上自衛隊釧路駐屯地において実施される、令和９年度釧路駐屯地創立記念行事における展示即売店の出店希望業者を下記のとおり募集するので、説明会に参加され関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

１　公募に関する事項

(1)　業務件名（公募業種）
　　展示即売店の設置及び経営業務

(2)　業務内容
　　展示即売店（調理加工食品、その他）

(3)　設置場所
　　陸上自衛隊釧路駐屯地（屋外、細部別示）

(4)　国有財産使用料等

ア　１㎡あたりの国有財産使用料（令和８年度参考、税抜）
　　釧路駐屯地　０．０７円／㎡（屋外）

イ　上記基準単価に使用面積（㎡）及び使用日数（日）を積算する。

ウ　単価については、基準額であり変更される場合がある。

エ　光熱水料等
　　原則、屋外については駐屯地内設備の使用は禁止

(5)　業務期間（国有財産使用許可期間）
　　令和９年６月以降（細部別示）うち２日間を予定
　（参　考）
　　令和８年度駐屯地創立記念行事は、７月１１日（土）及び１２日（日）に開催

(6)　受付期間
　　令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月２７日（金）

(7)　営業取消申請
　　業者合格決定通知後２週間以内

(8)　設置場所の所在地及び名称
　　北海道釧路郡釧路町別保１１２番地
　　防衛省陸上自衛隊釧路駐屯地内

２　応募資格
(1)　全省庁統一資格又は同等の資格を有すること。
(2)　防衛省から取引停止等の処置を受けている期間中の者でないこと。
(3)　業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、経営業務をすべて自社で遂行できること。
(4)　法令等の規定による営業に係る許可が必要な場合は、許可を有していること。
(5)　暴力団又は暴力団員ではないこと、又は暴力団と関係していないこと。
(6)　第３項「業者説明会」に参加するものであること。

３　業者説明会
(1)　日　時
　　令和８年１２月２日（水）１３時３０分から
　　（当日都合が悪い場合、第５項に示す問い合わせ先に連絡）
(2)　場　所
　　防衛省陸上自衛隊釧路駐屯地内（厚生センター　多目的室）
(3)　説明事項
　　募集要領、提出書類等に関する事項
(4)　その他
　　参加希望者（１社２名以内）は、令和８年１１月２７日（金）１５時００分までに会社名、氏名、連絡先（電話番号）を、第５項に示す申し込み先に電話にて申し込みを実施

４　選考方法
　　提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査を実施

５　申し込み及び問い合わせ先
(1)　住　所
　　〒０８８－０６０４
　　釧路郡釧路町別保１１２
　　陸上自衛隊釧路駐屯地業務隊厚生科厚生班
(2)　電話番号
　　０１５４－４０－２０１１　内線３７０
(3)　担当者
　　厚生班長　佐瀬太介